

「文の京」の区民憲章を考える区民会議
中間のまとめ（たたき台）

《目 次》

前 文

自治の理念	3 頁
運営ルールにおける基本理念	3 頁
文京区が培ってきた特色	4 頁
条例制定・最高規範性の宣言	4 頁

第 1 章 総 則

目 的	5 頁
定 義	5 頁

第 2 章 基本理念

主体的な自己決定	7 頁
情報共有	7 頁

第 3 章 区民の権利、役割・責務

区民の権利	8 頁
区民の役割・責務	8 頁

第 4 章 地域活動団体の権利、役割・責務

地域活動団体の権利	10 頁
地域活動団体の役割・責務	10 頁

第 5 章 非営利活動団体の権利、役割・責務

非営利活動団体の権利	11 頁
非営利活動団体の役割・責務	11 頁

第 6 章 事業者の権利、役割・責務

事業者の権利	13 頁
事業者の役割・責務	13 頁

第 7 章 区の責務

区民等の権利の保障	14 頁
効率的な自治体運営	14 頁
調整者としての役割	14 頁

第 8 章 区議会の権利、役割・責務

第 9 章 長及び執行機関の役割・責務

区長の役割・責務	16 頁
執行機関の役割・責務	16 頁
区職員の役割・責務	16 頁

第 10 章 新たな公共社会の創造

対等な立場	17 頁
補完性の原則	17 頁
行政運営の基本	17 頁
区の説明責任	18 頁
行政評価	18 頁
行政情報の提供・公開	18 頁
個人情報の保護	19 頁
審議会などの公開	19 頁
政策形成・実施・評価等の各段階への参加	20 頁
政策形成・実施・評価等についての意見表明	20 頁
公正な手続の確保	21 頁
新たな公共社会創造の基本	21 頁
情報の共有の原則	21 頁
個人情報の保護	22 頁
各主体の説明責任	22 頁
団体間の相互調整	22 頁
事業提案制度	23 頁
新たな公共社会創造の推進	23 頁

第 11 章 住民投票

住民投票の実施	24 頁
住民投票の手続き	24 頁

第 12 章 連携・協力

区外の人々との連携・協力	25 頁
他の公共的団体等との連携・協力	25 頁
国・都などとの連携・協力	25 頁

第 13 章 改正手続

改正について	26 頁
--------	------

前 文 [『文の京』文京区の特色や自治体としての基本理念]

〔文京区の自治の理念を明示します〕

文京区の自治の理念を、区民（区内に在住する人、区内に働く場や学ぶ場を持つ人、区内に集い、通過する人を含む。）、地域活動団体、非営利活動団体、事業者と区が対等・協力の関係に立ち、相互に連携し協働して公的な問題の解決をはかるといふ、新たな公共社会の創造を目指すことを宣言することが大切だと考えます。

- ・ 21 世紀に入り、私たちを取り巻く社会環境は大きな変化のときを迎えています。
- ・ 変化のときにあっても、文京区が真に潤い・やすらぎ・豊かさを実感できるまちとなることを目指していかなければなりません。
- ・ 区民一人ひとりが自律した存在として尊重され、自己決定・自己責任のもとで行動することが大切です。
- ・ 豊かな地域社会を創造していくためには、男女が平等に参画し、世代・国籍・立場の違いを超えた協力を基本として、区民及び区民相互の活動が活発になることが不可欠です。
- ・ 同時に、成熟社会を迎え、今後はこれまで自治体政府だけに委ねてきた公的な問題の解決のしくみを改め、区民や地域活動団体、非営利活動団体、事業者と区が対等・協力の関係に立ち、相互に連携・補完しながら公的な問題の解決を図ることが大切になってきました。
- ・ このような多様な主体の自主的な活動により、新たな公共社会の創造が求められています。
- ・ そして、このような文京区内の多様な主体が公的な問題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協治」と呼び、文京区の自治の理念として掲げます。

〔運営ルールにおける基本理念を定めます。〕

新たな公共社会の創造のためには、文京区で活動するすべての人々や各団体の自主性、自律性が尊重されることが大切です。そのためにも、各主体が積極的に自らの情報を提供しながら、お互いに協調しあうことが大切だと考えます。

特に区は、積極的に情報公開に努めるとともに協働を推進していくことを基本として定めます。

- ・ 新たな公共社会の創造は、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区の多様な価値観に基づいて築き上げられていくものであり、それぞれの活動主体の主体性、自立性、自律性が高く評価されることが大切です。
- ・ そのためには、各主体が積極的に情報を公開するとともに、互いに協調していくことを大切にしなければなりません。
- ・ 特に区は、区的な課題の解決をはかっていく上で大きな役割を受け持つことから積極的に情報公開に努め、さまざまな主体との協働を積極的に進めていくことを基本

とすることが必要です。

【文京区がこれまでに培ってきた特色をあらためて確認し、そのことが新たな公共社会の実現の礎となるものであることを明示します。】

文京区は文教の府といわれ、歴史と文化のあるまちとして成熟してきました。そして、このことは、新しい公共の創造のための礎となるものと考えられます

- ・文京区はこれまでも「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざし発展してきました。
- ・そして、時代の大きな変化に適応しつつ、「文の京」として、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていこうとしています。
- ・こうした文京区の成り立ちは新たな公共社会の創造の実現の礎となるものであり、発展の方向性は未来の可能性を示唆しています。

【条例制定・最高規範性の宣言を行います。】

- ・ここに、文京区のめざす新たな公共社会の創造の実現のための理念や基本的なしくみを明らかにし、豊かな文京区の創造のために、文京区の最高規範として、この条例を定めます。

【区民会議の意見】

- ・文京区らしさを表現すること。
- ・「協治によって区政を運営する」ということを宣言する。
- ・「文の京」基本構想の中に書かれた理念をそのまま持ってくればいいのか。
- ・人間性を重視し、人の活動・交流を促進することを目指す。

第 1 章 総 則 [区民憲章の目的の規定及び使用する用語の定義]

目的 [この区民憲章制定の目的を規定]

- この条例は、文京区における自治の理念を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、新たな公共社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。

(2) 定義 [区民憲章で使う用語の定義]

【区民】

区内に住み、働き、学び、又は区内に集い、または通過する人をいう

【地域活動団体】

地域の包括的な課題等の解決や地域住民の連携を図るため、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に解決に取り組む地域に根ざして形成された団体をいう。

【非営利活動団体】

社会的な課題に関して、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に解決に取り組む民間の非営利団体、市民団体をいう。

【事業者】

区内において、事業活動を行うものをいう。

【各主体】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区をいう。

【参画】

多様な主体の協働をいう。

【参加】

自治体政府の政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程に主体的にかかわること。

【協働】

地域社会の公的な課題を解決するために、それぞれが主体性を持ち、自主的、自律的に、お互いの立場や特性を尊重し、相互に補完しあいながら協力して取り組むこと。

【協治（ガバナンス）】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が協働して、公的な課題の解決を共に担うことで地域社会を治めることをいう。

【新たな公共社会】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が協働して、公的な課題の解決を共に担う社会をいう。

【区民会議の意見】

- 区民憲章ということからして、区民の概念でいいのではないか。
- 住民の概念ということについていえば、当然学ぶ者も含めていただきたい。
- 主体的に自治にかかわっていく人、例えば区外にいてもNPOでこの地域の自治を担っている人は当然対象になる。区外から通ってきている子供たちも自治の範囲の中で生活している人というのはステークホルダーの一部になる。目的は何かによって、対象、範囲が決まってくる。

第 2 章 基本理念 [参画や協働の基本原則・理念を規定]

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区は、自らの責任において、主体的に自己決定を行い、それぞれの果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、理解を深めながら対等の関係で協力し、新たな公共社会の創造を目指すものとするよう定めるべきです。
- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区は、情報を共有し、自らの責任と判断の下に、参画しあうことを基本とするべきです。

- ・成熟社会を迎え、地域の課題は多様化・高度化してきました。そして、その課題はいずれもが重要なものです。しかし、これらの課題すべてを行政だけで解決することは困難です。
- ・地域のさまざまな活動主体が協力して地域の課題の解決をはかることが重要となってきました。
- ・地域の活動団体の活動が活発になるためには、多くの区民が活動に関心を寄せながら、活動に関与しあうことが大切です。それには、各団体の情報を共有することが基本となります。

【区民会議の意見】

- ・立場は違っても、対等であること。絵に描いた餅を増やさないように、情報公開など工夫したい。
- ・ガバナンス社会実現のために必要な情報提供のあり方や、参画のしくみについて規定する必要がある。

第 3 章 区民の権利、役割・責務

〔3-1 区民の権利〕

- 区民は、新たな公共社会を創造する主体として尊重されると共に、新たな公共社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 区民は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 青少年及び子どもは、新たな公共社会の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい参画の権利を有することを定めるべきです。
- 区民は、新たな公共社会を創造する活動への参加・不参加を理由として差別的な取扱いを受けないことを定めるべきです。
- 区民の学ぶ権利を定めるべきです。

- ・区民は、自律的な存在として尊重され、新たな公共社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・新たな公共社会を創造するためには、その前提として区民が自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・新たな公共社会の担い手は大人だけではありません。そのような観点から、新たな公共社会の創造に青少年及び子どもたちも関わっていくことが区の将来にとって必要なことです。
- ・新たな公共社会の創造は、区民が自主的、自立的な主体として様々な活動に参画することを基本とするものです。しかし、様々な理由から、すべての区民が新たな公共社会を創造するための活動に参画できるとは限りません。そこで、私達は、区民一人ひとりが、新たな公共社会を創造する活動に関わることが大切であるとの意識を持つ事こそが大切なのだと考え、具体的な活動への参加や不参加を理由として、差別的な扱いを受けないことを明確に示すことが必要だと考えます。
- ・文京区は「文教の府」といわれ、様々な場面で学ぶことを大切にしてきました。新たな公共社会の創造のためには、公的な視点に立って考え、意見を述べ、行動することが重要ですが、それは容易なことではありません。そこで、区民が様々な場面で学びあうことが大切だと考え、区民の学ぶ権利を明確に示すこととしました。

〔3-2 区民の役割・責務〕

- 区民は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 区民は、協治の考え方に基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 区民は、新たな公共社会の創造のための主体となって活動する役割があることを定めるべきです。
- 区民は、新たな公共社会の創造のための活動に参画することを定めるべきです。

- ・区民は、新たな公共社会の創造のために、各主体の自主的な活動を尊重することを大切にするとともに、新たな公共社会を創造する主体としての自覚を持つことが求

められます。

- ・区民は、新たな公共社会の創造の主体となって活動することが大切です。
- ・区民は、様々な主体の活動に主体的に参画することが大切だと考えます。

〔区民会議の意見〕

- ・全てまず自分たち区民次第であり、はりあいのある第1責任者だと思う。知る、関心をもつ、払う、買う、参加する、投票する、守る、など。自分たちの考え、行動が社会にとってたいへん重要なことと自覚する。
- ・区民の新たな義務として、政策形成過程への参画が想定される。(1つのアイデアとして、アメリカの陪審員制度のように、区民に政策形成過程への参画を義務付けることも想定される。)
- ・日本のより良き未来のためには、民主主義政治の更なる発展が必要であり、そのために地方分権を進め、地方自治が真の自立に向かうべきということだと思います。そこの主役は地域住民であり、一方住民も行政に治めてもらう、治められるという依存意識を捨て、共同・協治者として責務を担う自覚を持つべきことを強調したい。
- ・区民の権利を規定する一方、それに対応した義務についても明確に規定しなければ耳障りがよいだけのもので終わってしまう。区民憲章で目指すべき社会ではすべての主体が対等な役割を担っていることを念頭において検討すべきである。
- ・区政への参加は基本的には間接民主制により行われている。それ以外での参加は権利であり、義務ではない。今後、区民が政策策定過程に参加できる仕組み作りは(パブリックコメント・公募委員等)さらに進んでいくと思われる。そうした中で、区民は自らの発言、行動についての責任を意識しなければならない。
- ・ガバナンスの精神の基本は相互扶助の精神だと思うのですが、最近忘れがちになっている概念なので相互扶助の精神を区民の責務として規定してもらいたいと思います。

第 4 章 地域活動団体の権利、役割・責務

〔 4 - 1 地域活動団体の権利〕

- 地域活動団体は、新たな公共社会を創造する主体として尊重されると共に、新たな公共社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、新たな公共社会の創造の主体として、地域の包括的な課題の解決や住民相互の連携を図る活動に取り組む権利を有することを定めるべきです。

- ・ 地域活動団体は、自律的な存在として尊重され、新たな公共社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・ 新たな公共社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・ 地域活動団体は、地域に根ざした団体としての性格から、地域の課題を解決するために、地域活動に取り組む権利を有することを明確に定めるべきです。

〔 4 - 2 地域活動団体の役割・責務〕

- 地域活動団体は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、協治の考え方に基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 地域活動団体は、新たな公共社会の創造の主体であり、地域活動の重要性を認識し、新たな公共社会を創るために、自主的、自立的に活動に取り組む役割を有することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、新たな公共社会を創るために、ふれあいと活気のある地域活動に積極的に取り組むべきだと考えます。

第 5 章 非営利活動団体の権利、役割・責務

〔 5 - 1 非営利活動団体の権利〕

- 非営利活動団体は、新たな公共社会を創造する主体として尊重されると共に、新たな公共社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、新たな公共社会の創造の主体として、自らの志に根ざした活動を行うことで、公的な問題の解決をはかることに取り組む権利を有することを定めるべきです。

- ・ 非営利活動団体は、自主的、自律的な存在として尊重され、新たな公共社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・ 新たな公共社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・ 非営利活動団体は、自らの活動に地域の人々や団体の参加を呼びかけながら、その専門性と先駆性などの特長を生かし、自らの志を実現するための活動に取り組む権利を有することを定めるべきです。

〔 5 - 2 非営利活動団体の役割・責務〕

- 非営利活動団体は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、協治の考え方にに基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、新たな公共社会の創造の主体であることの重要性を認識し、新たな公共社会を創るために、自主的、自立的に活動に取り組む役割を有することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、新たな公共社会を創るために、自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に積極的に取り組むべきだと考えます。

- ・ 新たな公共社会の創造のためには、それぞれの活動を尊重することが大切です。さらには、新たな公共社会を創造する主体としての自覚を持つことが求められます。
- ・ 非営利活動団体は、自らの志を実現するための活動を行う団体として、新たな公共社会の創造の主体となって活動することが大切です。

〔区民会議委員の意見〕

- 基本的に事業者と同様だと考える。
- NPO などの活動範囲は区の範囲を越えている中で、権利・役割・責務を明記することになる。
- 非営利団体の対象は広い範囲になりますが、私は人の活動・交流を促進することが、これからの地域づくりの主題となり、それが地域活性化のエネルギー源と考えています。既存、新規の団体や活動の積極的、実質的推進を促す規定にしたいと考えます。
- 公共的役割を担うために、できるだけ多くの有志区民の参加を得て、行政や事業者と協働し、政策立案から実施までかかわる権利
多くの区民の意思をつなぎ、継続性のある大きな力にまとめる役割
- 行政とNPOは対等な立場で協働するというを確認する。
- 文京区のような都市型で個人の関係が希薄な都市部では個々の区民にガバナンスの精神が浸透するまでは非営利団体が中心的な役割を果たすことになると思うので、あくまでも公的な活動であり、団体の行動には責任があることをそしてただ責任を負わせるだけでなく、行政による支援を明確に定義してもいいと思います。
- 責務・団体の目的達成だけに縛られず社会全体の利益も考えた活動をする。

第 6 章 事業者の権利、役割・責務

〔 6 - 1 事業者の権利〕

- 事業者は、新たな公共社会を創造する主体として尊重されると共に、新たな公共社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 事業者は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。

- ・事業者は、新たな公共社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・新たな公共社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。

〔 6 - 2 事業者の役割・責務〕

- 事業者は、新たな公共社会の主体であり、新たな公共社会の創造に関する理解を深め、地域での自らの活動の重要性を認識しなければならないという趣旨の内容を定めるべきです。
- 事業者は、新たな公共社会を創るために、その社会的責任に基づいて事業活動を推進することを定めるべきです。

- ・事業者は、新たな公共社会を創造する主体としての自覚を持つことが求められます。
- ・事業者は、営利活動を追求するだけでなく、新たな公共社会の創造の主体となって活動することが大切だと考えます。

〔区民会議委員の意見〕

- ・企業市民のように、事業者区民の概念も考えられる。
- ・事業者が区内に存在し、一定の営利活動を行う者という定義とすると、ある役割、一定の参加、責任をもとめることは当然と考えます
- ・事業者の中には、これまで区が行ってきた公的サービスを担っていくものも多数存在する。効率的な経営、多様なサービスの展開という特性を活かし、後押ししながらも、自主性に任せすぎて区の基本方針と対立することのないよう、権利だけでなく、役割・責務についても明確に規定する必要がある。
- ・企業も一区民であるという理念をぜひ持ってもらい、積極的に区政に参加してもらえるように具体的・積極的な役割を定義すべきだと思います。事業者は特に区政への参加企業側の実際の意見を取り入れる機会を設けるほかに個別に参加の仕組みを設けてもいいと思います。

第 7 章 区の責務〔自治体政府として責務〕

〔区民等の権利の保障〕

- 区は、区民や各団体、事業者が、文京区の新たな公共社会の創造に参画するための環境作りに努めることを規定します。

- ・ 文京区の新たな公共社会の創造に参画する区民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者の権利を、自治体政府である区が尊重し保障しなければなりません。

【区民会議の意見】

- ・ 区民憲章である権利を保障するという場合に、それを保障するという仕組みが必要になるのではないか。
- ・ 協働型社会における権利ということになると、権利の主体は例えば住民で、それを保障するきものは国や地方公共団体といった二面関係ではとらえられないような権利、あるいはそれに対する義務が出てくる。

〔効率的な自治体運営〕

- 区は、行財政運営に当たっては、区民等の福祉の向上を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めることを規定します。

- ・ 最少の経費で最大の効果を挙げることは自治体にとって当然の責務であり、区は、新公共経営の理念に基づき、常に効率的な行財政運営を追求し続けなければなりません。

【区民会議の意見】

- ・ 区民への説明責任や効率的な行財政運営などを盛り込むことになるのではないか。

〔調整者としての役割〕

- 必要に応じて、区民や各団体、事業者、区の間での調整・調停を行う役割を規定します。

- ・ 区民など各主体と区がネットワークを作り上げ、新たな公共社会を作り上げていく過程では、各主体間や各主体と区の間で様々な調整が必要になると考えられます。区は、公的な活動を担う最大のセクターとして、また、各主体の間において中立的な立場で「調整者」としての役割を果たすことが必要であると考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 協働型社会における権利ということになると、権利の主体は例えば住民で、それを保障すべきものは国や地方公共団体といった二面関係ではとらえられないような権利、あるいはそれに対する義務が出てくる。
- ・ 複雑で第三者が裁定しなければならない場合と、当事者プラスその周辺で解決できる場合、行政からのちょっとしたアドバイスで解決できる場合の3種類ぐらいに整理できないか。
- ・ 調整の役割をこれからの区は担っているということで、それをどう表現するかという問題なのではないか。
- ・ 福祉サービスに関する苦情対応については、社会福祉法の規定に基づいて、すでに社会福祉協議会の中に、苦情処理システムが設置されている。従って、第三者的な機関を明記する場合には、一般論として規定してほしい。
- ・ 透明性と強制力をもった第三者的な仕組みが理想的である。

第 9 章 長及び執行機関の役割・責務

〔区長の役割・責務〕

- 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に区政の執行に当たり、新たな公共社会の創造に努めることを規定します。

- ・ 執行機関の長である区長は、この条例の考え方を最大限に尊重し、新たな公共社会の創造に努めることをあらためて宣言することとします。

【区民会議の意見】

- ・ 区長のリーダーシップと結果責任の明確化が求められる。

〔執行機関の役割・責務〕

- 区長の補助機関および行政委員会などの執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たることを規定します。

- ・ 区長の補助機関である行政組織及び行政委員会などは、区長の総合的な調整のもとに、適切な組織運営、事務事業の遂行を行うことをあらためて宣言することが必要です。

【区民会議の意見】

- ・ 自治体の最高規範としての憲章を尊重し、趣旨に沿った裁量・運用を行う。

〔区職員の役割・責務〕

- 区の職員は、新たな協働社会の創造のために主体的に区民等と関わっていくという強い意思をもって、全力を挙げて職務遂行に努めることを規定します。

- ・ 区行政組織を構成する職員一人ひとり、自らが新たな公共社会を創造する主体の一員であることを自覚し、区民等と熱き思いを共有することが求められます。

【区民会議の意見】

- ・ 区長及び区の職員らが、この区民憲章の理念を意識しながら仕事をしていくことを規定する。

第 10 章 新たな公共社会の創造

〔対等な立場〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者（以下「各主体」といいます。）と区は、自己決定・自己責任のもとに対等な立場にたち、相互理解と信頼関係を築いて公的な活動を担うことを規定します。

- ・ 各主体と区が協働して新たな公共社会を創造していくためには、各々が基本的に対等な立場であることを確認することが出発点となります。

【区民会議の意見】

.

〔補完性の原則〕

- 各主体と区がネットワークを形成して、それぞれの役割・責務に応じて公的な活動を相互に補完しながら解決を図り、新たな公共社会の創造に貢献することを規定します。

- ・ 公共性は、自治体政府だけが担うものではなく、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者なども公的な活動を分任していくことを明らかにします。

【区民会議の意見】

.

〔行政運営の基本〕

- 公的な課題の解決を図っていくうえで大きな役割を受け持つ、区政運営が重要であることを宣言します。

- ・ 各主体と区は、対等な立場で公的な活動の解決を図っていきませんが、自治体政府である区は、公的な活動全体のなかで、大きな比重を占めることとなります。従ってその活動である行政運営の基本を明らかにする必要があります。

【区民会議の意見】

.

〔区の説明責任〕

- 区が、区の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において各主体に説明する責務を全うし、もって区民の区政への参画の促進を図り、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを規定します。

・ 区は、自らの活動について、各主体に明快に説明することが求められます。

【区民会議の意見】

- ・ 情報公開というよりも情報共有が当然。説明責任という言葉以前に、気軽に、簡単に、だれでも、どこでも、わかりやすいようにするのは当然である

〔行政評価〕

- 区は、その行政活動の成果を評価するシステムを確立し、適切に行政運営することを規定します。

・ 区の施策や事務事業の執行、行政組織などについて客観的に評価し、人やモノ、予算、情報と言った行政資源の適正配分などを通じて、住民ニーズに的確に応える行政活動を図っていくことが必要です。

【区民会議の意見】

.

〔行政情報の提供・公開〕

- 区は、区民の知る権利を保障し、区民の行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることを規定します。

・ 行政の透明性を確保するとともに、各主体が協働して公的な活動を展開していく

ためにも、区が持つ膨大な情報は適切に管理され、区民を始めとした各主体に適切に提供・公開されなければなりません。

【区民会議の意見】

- ・ 協治ということだと既存の情報公開条例よりさらに進んだ共有の概念が不可欠。
- ・ 情報公開をさらに進めるためにアクセス権についても踏み込んで規定する。
- ・ 情報をわかりやすく提供すると同時に、そこから住民の意見を導くような仕組みをつくる必要がある。

〔個人情報の保護〕

- 区は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じることを規定します。

- ・ 行政情報の提供・公開にあたって、区は個人のプライバシーや権利の保護に最大限の留意・配慮をしなければなりません。

【区民会議の意見】

- ・ 個人情報保護には十分な配慮を要する。
- ・ 行政の職務上知り得る個人情報以外は、特にパブリックコメントや政策策定上蓄積された情報、資料などは、プライバシー保護を安易に持ち込まず、積極的に公開して、区民との対等性を保障すべきである。

〔審議会などへの参加〕

- 審議会、審査会等の附属機関やこれに類する諮問機関等への公募委員など区民の参加などについて規定します。

- ・ 行政計画や施策の決定、行政の進め方の決定などについて区長等に答申などを行う情審議会等への区民の参加の機会が保障されなければなりません。

【区民会議の意見】

.

〔政策形成・実施・評価等の各段階への参加〕

- 区の計画策定にあたり、政策形成・実施・評価等の各段階での参加について規定します。

- ・ 審議会への参加以外の区民参加について、保障することが必要です。

【区民会議の意見】

- ・ 行政の執行過程、予算案等の検討段階におけるパブリックコメントの手続き、区民の判断に必要な情報開示、選択肢の提示等々、行政の真摯な精神を求めたい。
- ・ パブリックコメントは住民参画のすそ野を広げるきっかけになると思う。

〔政策形成・実施・評価等についての意見表明〕

- 区の計画策定にあたり、政策形成・実施・評価等の各段階についての各主体の意見表明について規定します。

- ・ 各主体が意見を表明する権利を明確にするとともに、提出された意見に対し、区が適切に対応することを保障することが必要です。

【区民会議の意見】

- ・ 行政の執行過程、予算案等の検討段階におけるパブリックコメントの手続き、区民の判断に必要な情報開示、選択肢の提示等々、行政の真摯な精神を求めたい。
- ・ パブリックコメントは住民参画のすそ野を広げるきっかけになると思う。

〔公正な手続の確保〕

- 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区民の権利利益の保護を図ることを規定します。

- ・ 区民が権利を行使し、または義務を課される場合、あるいは行政が行った処分に対する不服を申し立てる場合などの手続きは、公正かつ透明性を持つように明確に決められていなければなりません。

【区民会議の意見】

.

〔新たな公共社会創造の基本〕

- 公的な活動を各主体や区がネットワークを形成して担っていくために必要なことがらについて改めて規定します。

- ・ 新たな公共社会を創造していくためには、各主体が、保有する情報の共有、個人情報保護、活動の説明責任、団体間の相互調整が不可欠となります。

【区民会議の意見】

.

〔情報の共有の原則〕

- 公的活動を担う各主体間での情報共有の原則について規定します。

- ・ 新たな公共社会の創造のためには、公的活動を担う各主体間で可能な限り情報を共有化することが必要であると考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 情報公開、行政なり議会の情報公開だけではなくて、NPOや個人の情報との共有化、あるいはもう少し何か個人情報には配慮した言葉が使えればと思う
- ・ 新しい協働ということを考えるのであれば、参画する主体においても情報公開ということが考えられるのではないか。

〔個人情報の保護〕

- 公的活動を担う各主体が保有する個人情報の保護について規定します。

- ・ 公的活動を担う各主体も、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について配慮が必要と考えられます。

【区民会議の意見】

・

〔各主体の説明責任〕

- 公的活動を担う各主体の活動などについての説明責任について規定します。

- ・ 公的活動を担う各主体も、公的活動の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を区民等に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有すると考えられます。

【区民会議の意見】

・

〔団体間の相互調整〕

- 公的活動を担う各主体の活動などについての相互調整について規定します。

- ・各主体がネットワークを形成して公的活動を展開するにあたっては、さまざまなレベルでの相互調整が必要である戸考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 今後の協働社会のあり方ということになると、住民あるいはその住民の自主的な団体と行政の間のコーディネートに対応する仕組みをつくるべきではないか。
- ・ 複雑で第三者が裁定しなければならない場合と、当事者プラスその周辺で解決できる場合、行政からのちょっとしたアドバイスで解決できる場合の3種類ぐらいに整理できないか。
- ・ 協働型社会における権利ということになると、権利の主体は例えば住民で、それを保障するきものは国や地方公共団体といった二面関係ではとらえられないような権利、あるいはそれに対する義務が出てくる。

〔事業提案制度〕

- 各主体が公的な活動について事業を提案できることと、提案した各主体が果たすべき役割について規定します。

- ・ 新たな協働社会の創造のためには、審議会等への参加や、区行政への各段階での参画のほかに、公的な活動についての区民や各団体、事業者からのさまざまな提案を生かしていく仕組みが必要と考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ パブリックコメント、住民投票のほかに行政案、議員提案への対案として市民案の提出方法を盛り込めないだろうか。
- ・ 苦情ではなく建設的な意見、提言、特に自主的な活動を伴う政策提案のできる制度が必要。

〔新たな公共社会創造の推進〕

- 多様な各主体からなる協働・協治の推進体制について規定します。

- ・ 新たな協働社会の創造を進めるためには、今後、多様な各主体からなる協働・協

治の推進組織が必要となると考えられます。

【区民会議の意見】

・

第 11 章 住民投票

〔住民投票の実施〕

- 住民投票の実施について規定します。

- ・ 文京区の自治体運営に大きな影響を及ぼす事案について、二元代表制を補完する意味で、区民による住民投票を実施することが必要となることが考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 執行機関や議会に対する牽制機能として、直接請求、住民投票のシステムを位置付ける。

〔住民投票の手続き〕

- 住民投票の実施の手続きについて規定します。

- ・ 住民投票の実施に必要な事項は条例で定めることなどが考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 住民投票制度は、具体的なモデルケースで今後議論して行きたい。
- ・ 住民投票については、区民憲章上はプログラム規定でよい。

第 12 章 連携・協力

〔区外の人々との連携〕

- 区外の人々との連携について規定します。

- ・ 新たな公共社会を創造するための様々な活動を通じて、区外の人々や団体、事業者との連携を図っていくことが必要となると考えられます。

【区民会議の意見】

- ・
- ・

〔近隣の公共的団体等との連携〕

- 近隣の公共的団体等との連携について規定します。

- ・ 新たな公共社会を創造するための様々な活動を通じて、近隣の区や市などとの連携を図っていくことが必要となると考えられます。

【区民会議の意見】

- ・
- ・

〔国・都などとの連携〕

- 近隣の公共的団体等との連携について規定します。

- ・ 新たな公共社会を創造するための様々な活動を通じて、都や国との連携を図っていくことが必要となると考えられます。

【区民会議の意見】

第 13 章 この条例の改正手続

〔改正手続〕

- この区民基本条例の改正手続について規定します。

- ・ 自治体運営の最高規範性を有する「文京区自治基本条例」については、その改正にあたっては、他の条例とは違った手続きが求められることが考えられます。

【区民会議の意見】

- ・ 改正のハードルを高くし過ぎるのはいかがか。
- ・ 区民憲章は、少なくとも今の地方自治法の体系が続く限りは続けられるようなものにしたい。